

住宅の応急修理実施要領（抜粋）

（令和４年８月９日決定）

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、「令和４年８月３日から的大雨による災害」における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、石川県内の７市町（６市１町）である（令和４年８月４日適用）。

１ 対象者

（１）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

（２）資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第２号）を基に、その被災者の資力を把握

し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

２ 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

（１）住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分

であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

- (2) 応急修理の対象範囲の基本的考え方について「住宅の応急修理に関するQ & A」(参考3)を以下のとおり整理したので留意されたい。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

- ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
655,000 円以内
- ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
318,000 円以内

- (2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

(借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。)

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町(以下、「県等」という。)は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1のとおり。

この実施要領は令和4年8月9日より適用する。

(参考 1)

災害救助法適用市町一覧

石川県

金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町

(以上令和 4 年 8 月 4 日適用)

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

